

第 13 回省エネルギー小委員会意見書

平成 27 日 5 月 25 日

一般財団法人日本エネルギー経済研究所

理事長 豊田 正和

1. 定期報告の評価フローの明確化について

- 省エネ取組み状況に応じて事業者をクラス分けし、それぞれに対してメリハリのある対応を行うことは省エネ指導の上適切である。定期報告の対象となる工場や事業者において、競争力の維持・強化に配慮しつつ、エネルギー効率水準に応じた適切な助成や指導ならびに情報共有等を行い、エネルギー効率水準の改善が促進されることを期待する。

2. ベンチマーク制度を活用した事業者全体の省エネ取組みを評価する場合の論点について

- 生産量の減少や製品構成の変化により、いくつかの産業に関して、ベンチマークの遵守が難しくなっている。原単位の改善目標に関しても同様だが、ベンチマーク制度についても付加価値の高いものにシフトしている場合は補正を行い、産業部門が継続して省エネルギーを行えるよう柔軟な対応が必要である。
- 環境アセスの必要のない 11.5 万 kW 付近の小型石炭発電所の計画が数多く持ち上がっているが、当然大型の最新鋭の石炭火力より効率はかなり悪化し、発電量当たりの CO₂ 排出量も大きい。これは日本の省エネ政策および温暖化対策に逆行する動きであり、省エネ法では発電所に対するベンチマークを策定する作業は早期に開始されることを期待する。

3. 未利用熱活用の評価に関して

- 外部で発生した未利用熱の購入に関して、省エネ取組みとして評価することは熱の有効活用促進の観点から望ましい。デンマークなど熱利用の進む国では、石油危機以降エネルギーセキュリティ対策として CHP の拡大、工場や廃棄物処理場からの排熱利用、ならびに地中熱の供給を増加させたのに加え、需要側にも熱供給ネットワークへの強制接続を行うなどの強力な政策を推進し、熱利用を促進してきた経緯がある。日本でも熱利用を促進するよう評価制度も含めた大胆な促進策の実施が期待される。
- なお、利用促進にあたっては①熱に関する需給マップ構築など、情報を一元管理できるプラットフォームの構築、②導入補助金や容積率の緩和、

③都市再開発などの計画に面的利用を明確に位置付け、④導入促進地域における熱利用導入検討の義務付けなどが必要だろう。

4. 省エネ法の権限に係る国と地方の在り方について

- 九州知事会および神奈川県から地方への権限の委譲の提案があり、地方における省エネに対する意欲に感銘を受けた。地方分権は時代の趨勢であり一義的には望ましい提案であるが、一部の地方のみで実施することとなれば、施策の透明性、公平性の確保が最大の課題となると思われる。透明性がなかったり、地方毎に異なる対応が取られれば民間の協力を得られないのでこの点を慎重に国と地方とともに民間も入って議論されたい。
- 定期報告の評価フローを明確化し事業者を省エネ取り組み状況に応じてクラス分けすると提案があったところであり、地方においてもこれと整合し、かつ統一的な方式での対応が行われるようにフォーマットならびにマニュアルの作成、省エネ優秀事例の共有等、国と地方の連携を強化されることが望まれる。